

契約条項

第1条 (目的)

1. 本契約条項は、発注者（以下「甲」という）と受注者ソフトバンク株式会社（以下「乙」という）間における、商品売買（第2条第3号に定めるサービスマイセンスの商品のサービス提供者から、使用許諾を受ける権利を乙が甲に販売する場合を含む）、もしくは役務提供又はその双方に関する条件を定めます。
2. 本契約は、本契約条項に基づき、甲が乙所定の申込書又は注文書乙に提示し、乙が当該申込書又は注文書につき承諾したときに成立するものとし、承諾日をもって契約締結日とします。

第2条 (適用範囲)

本契約条項の適用は、次のとおりとします。

- (1) 共通適用条項：本契約条項（第3条から第15条まで）は、商品売買又は役務提供に共通に適用されるものとします。
- (2) 役務提供契約条項：本契約条項（第16条から第24条まで）は、役務提供に適用されるものとします。
- (3) サービスライセンス商品に関する契約条項：本契約条項（第25条）は、商品売買のうち、ソフトウェア又はサービス等の提供者（以下「サービス提供者」という）から、ソフトウェア、サービス及びこれらのサポートの提供を受けることのできる権利（以下「本件権利」という）が売買の対象商品（以下「サービスマイセン商品」という）となる場合に、共通適用条項に優先して適用されるものとします。
- (4) EU一般データ保護規則（GDPR）に関する契約条項：本契約条項（第26条）は、役務提供のうちGDPRの適用がある取引に適用されるものとします。

【共通適用条項】（商品売買及び役務提供の場合に適用されます）

第3条 (所有権等の移転)

売買対象商品又は役務提供における成果物（役務提供後に作成される作業報告書は含まないものとし、以下「目的物」という）の所有権は、甲から乙に対する目的物の全代金（以下「代金」という）の支払完了をもって、乙から甲に移転するものとします。但し、サービスマイセン商品の場合、売買の対象は本件権利であり、サービス提供者がサービスマイセン商品提供のために定める使用許諾契約、利用規約等の契約条項（以下「利用規約」という）の定めに基づく範囲のみ当該サービスマイセン商品を使用できるものであって、著作権、所有権その他の権利が甲に引渡され又は移転するものではありません。

第4条 (完成・引渡・検収)

乙は、甲の指定する納期までに甲に目的物（サービスマイセン商品の利用に必要となるIDやパスワード等の情報の通知を含む。以下本条から第6条までにおいて同じ。）を引渡すものとし、甲は目的物の引渡しの日翌日から5営業日以内に検収を行うものとする。当該日までに甲が乙になんら意思表示を行わなかったときは、当該日に、目的物の検収は完了したものとみなす。

第5条 (履行遅滞)

目的物の引渡しに遅滞が、甲の責めに帰すべき事由による設計や仕様の変更、甲の責めに帰すべき事由による納期変更や作業の中断、天災地変、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故その他乙の責めに帰すべきことのない事由によるときは、甲は目的物の納期につき相当の日数の延長を認め、乙の当該遅滞責任を免責するものとする。

第6条 (危険負担)

1. 目的物の引渡し前に、甲の責めに帰さない事由により目的物に滅失又は毀損が発生したときは、乙の負担とします。
2. 目的物の引渡し完了後に、乙の責めに帰さない事由により目的物に滅失又は毀損が発生したときは、甲の負担とします。

第7条 (瑕疵担保責任)

目的物の引渡し完了後、目的物に甲の検収により発見し得なかった品質不良、変質、毀損その他の瑕疵が発見された場合、乙は、以下のとおり甲に対する責任を負うものとし、これら以外には、いかなる保証責任及び瑕疵担保責任も負わないものとする。

- (1) 目的物に添付された商品保証書、使用許諾契約書又は利用規約等（以下「保証書等」という）がある場合、保証書等に定める範囲内に限り責任を負うものとする。
- (2) 保証書等が未添付の場合、乙はその選択により、瑕疵の修理、瑕疵ある目的物の交換又は瑕疵ある目的物の代金相当額の返金を行うものとする。但し、乙が本号の責任を負う期間は、検収完了日より6ヶ月間とします。

第8条 (代金支払)

1. 甲は、乙に対し、支払期日に代金を支払うものとする。なお、支払期日が金融機関の休業日に該当する場合、直前の営業日を支払期日とします。
2. 甲は、乙指定銀行口座への振込みにより支払う場合には、振込み手数料を負担するものとする。
3. 甲が乙に対する代金債務の返済を怠ったときは、甲は、乙に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
4. 甲及び乙は、以下のいずれかに該当する場合、甲乙協議の上必要に応じて代金又は納期を変更するものとする。

- (1) 目的物や作業の追加、変更（作業の着手の延期、作業全部又は一部の中止を含む）、又は相手方より納期変更要求があった場合
- (2) 支給材料、貸与品について品目、数量、引渡時期、引渡場所の変更があった場合
- (3) 納期までの間に、予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の著しい変動等によって代金や納期が明らかに不相当と認められる場合
- (4) 一時中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、代金が明らかに不相当と認められる場合

第9条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、相互に取引関係を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を漏洩し、又は相手方の事前の書面による承諾を得ないで開示してはならないものとする。但し、第20条に定める再委託先に開示する場合は及び次の各号の一に該当するものはこの限りではないものとする。なお、次の各号において、業務上の秘密を開示する当事者を開示者、業務上の秘密の開示を受ける当事者を受領者といふ。

- (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
 - (6) 法令又は政府もしくは裁判所の命令、証券取引所規則等により開示が義務付けられた情報
2. 本条の規定は、本契約終了後も3年間有効に存続するものとする。

第10条 (解除)

1. 甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、書面をもって契約の履行を催告し、催告後、相当な期間経過後も契約の履行が行われないときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2. 甲又は乙は、地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、法令の制定若しくは改廃、政府行為その他やむを得ない理由により契約の履行が困難と認められたときは、相手方と協議し合意の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

3. 甲又は乙が次の各号の一の事由に該当する場合には、相手方は、なんら通知催告を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、第1項及び本項に定める解除は、解除権を行使した当事者から相手方への損害賠償請求を妨げないものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能に陥った場合
 - (2) 自ら振り出し又は裏書した手形、小切手1回でも不渡りとなった場合
 - (3) 差押え、仮差押え、競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、もしくはなした場合又は特定倒産の手立てをなした場合
 - (5) 合併によらない解散又は事業の全部もしくは重要な部分の譲渡の決議をした場合
 - (6) 営業を廃止した場合
 - (7) 監督官庁より営業停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (8) 自ら又はその代表者の所在が不明となった場合
 - (9) その他前各号に準じる事由が生じ、信用状態が悪化し、又は本契約を継続したい重大な事由が発生したと合理的に認められる場合
4. 甲又は乙につき第1項又は前項各号の一に該当する事由が生じた場合、当該不履行当事者が相手方に対して債務を負担しているときは、なんらの催告を要することなく当該不履行当事者は、当然に相手方に対する全債務の期限の利益を喪失するものとする。

第11条 (損害賠償)

本契約に基づく債務の履行や不履行により相手方もしくは第三者に損害を与えた場合、及び乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、当該当事者は、本契約の解除の如何にかかわらず、本契約に定める代金相当額を限度として損害額等を協議し、賠償責任を負うものとする。但し、当事者の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

第12条 (権利譲渡の禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受け、もしくは担保に供してはならないものとする。

第13条 (輸出関連法令の遵守)

1. 甲は、乙から引渡された目的物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、自己の責任で所定の手続きを行うものとする。なお、米国輸出関連法令及び外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とします。

2. 乙における本契約の履行に関して、日本政府及び外国政府による許可の遅延又は不許可の場合、乙は甲に対し、本契約の履行の遅延又は本契約の全部もしくは一部を解約できるものとし、乙はこれによって生じた甲の損害についてなんら責任を負わないものとする。

第14条 (紛争処理)

1. 本契約に定めべき事項、又は本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとし、協議不調の場合は法令の定めに従うものとする。
2. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 (反社会的勢力等の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又はその役員及び経営に実質的な支配力を及ぼす従業員が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証するものとする。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを確約します。
- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3. 甲及び乙は、相手方が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、甲乙間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除することができます。

【役務提供契約条項】（役務提供の場合に適用されます）

第16条 (各種作業に関する留意点)

乙は、甲と合意する乙の作業予定日時において、作業対象となるハードウェア製品、ソフトウェア製品等の製造者、ライセンサー等（以下「各メーカー」という）が公表している情報に基づき、各種作業を実施するものとし、甲は以下の各号についてあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 乙は、乙による作業実施後、各メーカーが公開情報を変更した場合には、甲の依頼により再度有償にて作業を受けるものとする。
- (2) 乙は、各メーカーが公表している情報自体になんらかの問題があった場合には、当該情報に基づく作業結果に関してその責めを負わないものとする。

第17条 (甲の一般義務)

1. 甲は、別途定める場合他、乙が役務を提供する上で、必要となる技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合は、善良な管理者の注意義務をもってこれらを利用するものとする。

2. 乙が役務提供を甲の事業所で実施する場合、甲は役務提供に必要な場所を無償で乙に貸与するものとする。

3. 乙の役務提供において、甲のデータバックアップが必要である場合、甲は、自らの責任でデータバックアップ作業を行うものとする。乙は、甲のデータバックアップ作業の有無及び当該作業結果について責任を負わないものとする。また、乙は、データの破損に対する復旧は行わないものとする。

第18条 (乙の一般義務)

1. 乙は、本契約に基づく役務を提供する上で甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持などに関する甲の諸規則を遵守するものとする。
2. 乙は、役務を提供するために、甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合は、善良な管理者の注意義務をもってこれらを利用するものとする。
3. 乙は、前項に定める甲から借り受けた技術資料等を、当該資料の利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示に従った処理を行うものとする。
4. 乙は、役務に従事する従業員について、労働法規その他関係法令に基づき雇用主としての一切の義務を負い、また役務提供に関する一切の指揮命令は乙が行うものとする。

第19条 (追完履行)

役務提供において、役務提供の作業の履行が不十分であったことが明らかになった場合は、甲は乙に対して、合理的な範囲で追完履行を請求することができるものとする。

第20条 (再委託)

1. 乙は、役務提供の全部又は一部を、乙の責任と負担において第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該再委託先に対し、当該再委託業務遂行について本契約所定の乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。
2. 乙が、前項に基づき、役務提供の一部を第三者に再委託した場合であっても、乙は、本契約に基づく義務を免れるものではなく、乙は、甲に対し、当該再委託先の行為につき、一切の責任を負うものとする。

第21条 (資料の権利)

甲及び乙にて別途合意した場合を除き、乙の役務提供に当たって使用又は作成される参考書類、作業報告書及びその他資料の著作権（目的物を除き、以下「著作物等」という）については、以下のとおりに取り扱われるものとする。

- (1) 本契約の締結時に、既に甲、乙又は第三者の所有物として著作物等が存在する場合は、それぞれ、甲、乙又は第三者の所有とし、当該著作物等にかかる著作権は原権利者に帰属するものとする。
- (2) 著作物等が乙の役務提供に關して新たに乙により作成された場合、当該著作物等は全て乙の所有とし、かつ、当該著作物等にかかる著作権は、乙に帰属するものとする。但し、その場合、甲は、当該著作物を非独占的に無償で使用できるものとする。

第22条 (目的物の知的財産権)

目的物に係る知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める意味を有するものとする）は、全て乙又は乙に権利を許諾した者に帰属する。

第23条 (個人情報取扱扱い)

個人情報の授受が発生する場合、乙は、当該個人情報について、法令、行政機関が定める個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

第24条 (建設工事)

乙の役務提供が建設業法に定める建設工事の場合は、工事内容、工事着手及び工事完成の時期並びに甲が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の方法については、別途甲及び乙にて合意し、書面又は電子メールにて当該合意内容を取り交わす（申込書又は注文書にて定める場合も含む）ものとする。

【サービスマイセン商品に関する契約条項】

第25条 (本件権利の購入)

1. 甲が乙から本件権利を購入した場合、甲は、その購入した数量及び期間に限り、サービス提供者からサービスマイセン商品の提供を受けることができるものとする。
2. 甲は、甲が乙から購入した本件権利の数量及び期間を超え、対価を支払わずに不正に本件権利を利用している場合、乙に対し、当該不正に利用している数量及び期間分の対価相当額及びサービス提供者から乙が損害賠償請求を受けた場合はその金額を加えた金額を、請求することができるものとする。
3. 甲は、サービス提供者が定める利用規約に違反した場合、本件権利によりサービス提供者からサービスマイセン商品の提供を受ける期間中及び数量の利用であっても、その提供を中止又は解除され、乙から損害賠償の請求を受ける場合があることをあらかじめ承諾するものとする。
4. 甲は、乙からサービスマイセン商品を購入した時点で、サービス提供者が定める利用規約を承諾したものとみなす。

【EU一般データ保護規則（GDPR）に関する契約条項】

第26条 (EU一般データ保護規則の適用)

1. 本条における「個人データ（personal data）」、「処理者（processor）」、「処理（process）」の用語は、GDPRにおいてそれぞれ定義される意味を有するものとする。
2. 「個人データ」の「処理」が役務提供の内容に含まれる場合、甲は、本契約の申込み前に「個人データ」の「処理」の内容を乙に通知し、乙が提示する「処理」の条件に同意した上で申込みを行うものとする。
3. 前項の通知があった場合、乙がその業務内容から「処理者」に当てはまらない場合、又は「処理者」として不適格である場合、乙は本契約の成立前までに、その旨を甲に通知して異議を述べるとする。なお、乙から異議が述べられた場合であっても、乙が「処理者」に該当する場合には、甲乙間で「処理」の条件につき合意が成立するまで、甲は乙に対して「個人データ」の「処理」を委託できないものとする。
4. 第1項の通知があった場合で、かつ、本契約の成立前までに乙からの異議がない場合は、乙が提示した「処理」の条件が本契約の一部として適用されるものとする。
5. 売買の対象商品がサービスマイセン商品の場合、甲は、乙が「処理者」には該当しないことを確認し、甲は、自らサービスマイセン提供者に対して、GDPRの遵守体制を確認するものとする。

以上